

秋田県商工会連合会ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県商工会連合会（以下「本連合会」という。）ホームページに掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本連合会ホームページ

本連合会が管理し、運営するホームページをいう。(http://www.skr-akita.or.jp/)

(2) バナー

細長い帯状の見出し画像をいう。

(3) 広告

バナーに掲載する画像で表示された情報で、広告の掲載を希望する者の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告主の基準)

第3条 広告を掲載することができる広告主（以下「広告主」という。）は、原則として県内商工会の会員とし、所属商工会の推薦を受ける必要がある。ただし、本連合会事業に協賛する企業・団体等で本連合会専務理事が特に認めた場合はこの限りではない。

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、本連合会の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものとする。

(広告の種類)

第5条 広告の種類はバナー広告とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとし、バナーをクリックすることにより、指定するホームページにリンクして表示するものとする。

(1) バナーの高さ 天地 55 ピクセル

(2) バナーの幅 左右 150 ピクセル

(3) バナーの容量 6 KB 以内

(4) バナーのデータ形式 JPEG、GIF

(広告の掲載場所)

第7条 広告は本連合会ホームページに掲載するものとする。

2 広告の掲載場所は、原則として本連合会ホームページのトップページとする。

(広告の掲載申込及び決定)

第8条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとするバナー広告データを添え、希望する広告掲載開始日の15日前までに、会員は所属する商工会へ、会員以外は本連合会へ電子メールにて申し込みするものとする。

- 2 商工会長は、前項の申込を受けたときは、会員の事業内容及び広告内容を審査し、推薦の可否を決定するものとする。推薦を決定した申込については、広告掲載申込書へ商工会の受付印を押印する。推薦の可否に関わらず、すべての申込書について、申込を受けてから7日以内に本連合会へ提出する。
- 3 本連合会専務理事は、前項までの各項により申込を受けたときは、広告内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。いずれの場合においても、その旨を広告の掲載を希望する者へ通知するものとする。
- 4 広告掲載可能数を超える申込がある場合、広告掲載期間の変更を依頼することがあるものとする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、原則として4月から3月までの1年単位とする。ただし、年度途中から掲載する場合、広告掲載が決定した日の翌月の1日から当該年度の最終日までとする。

- 2 広告掲載の終了希望日までに本連合会に届がない場合、申込時と同じ条件で広告掲載の継続を希望したものとみなすものとする。

(広告の掲載料)

第10条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載料(税込)	
会員	会員以外
年額 12,000 円	年額 24,000 円

- 2 広告の掲載期間が1年未満の場合は、年額の広告掲載料を基に月割計算した金額とする。

(広告掲載料の請求と納付)

第11条 広告掲載料の請求は、掲載開始月の月末に、申込期間に応じた全額を本連合会が発行する納入通知書により広告主へ請求する。

- 2 広告主は、前項により請求を受けたときは、本連合会が指定する日までに納付しなければならない。

(広告掲載の募集)

第12条 広告掲載の募集は、本連合会ホームページまたは会報等により行う。

- 2 予定枠数を超えて適正な申込があった場合には、その選定に関して本連合会専務理事に一任する。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は年度途中で掲載を取り下げる場合、広告の掲載取り下げを希望する日の30日前までに取り下げる旨の届を本連合会へ連絡しなければならない。

- 2 年度途中で掲載を取り下げる場合、要領第10条第1項により定めた広告掲載料に基づき、月割計算した金額を返還するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 本連合会は、次の各号いずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主がこの要領の規定に違反して、または偽りその他不正な手段により第8条に規定する広告掲載の決定を受けたとき。
 - (2) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
 - (3) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第4条の規定に違反する状態に至っていると認められるとき。
 - (4) 広告主から広告掲載を取り下げる旨の届があったとき。
 - (5) その他、本連合会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 本連合会は、前項の規定による取り消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告の責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本連合会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行し、広告掲載料については、令和2年4月1日から適用する。